

# 建築物省エネ法・基準適合表示認定手数料

船橋市・令和6年4月1日現

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定申請

※既存建築物の表示認定…認定対象（申請単位）は「建築物全体」のみとなります。

第1表 表示認定手数料

対象建築物	認定手数料（第2表参照）
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅の手数料（建築物の床面積に応じて）【A】
一戸建ての住宅と非住宅建築物の複合建築物	一戸建ての住宅の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【A】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
共同住宅等	共同住宅等の手数料（建築物の床面積に応じて）【B】
共同住宅等と非住宅建築物の複合建築物	共同住宅等の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【B】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
非住宅建築物	非住宅部分の手数料（建築物の床面積に応じて）【C】

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をさします。

※共同住宅等の床面積について、共用部分を評価しない計算方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

第2表 部分ごとの手数料算定表

（単位：

住宅部分・非住宅部分の区分		床面積の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録住宅性能評価機関の事前の技術的審査による「適合証」が添付されている場合</li> <li>適切な「建設住宅性能評価書」の写しが添付されている場合</li> <li>「低炭素建築物新築等計画（変更）認定通知書及び検査済証」の写しが添付されている場合</li> <li>「建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定通知書及び検査済証」の写しが添付されている場合</li> </ul>	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合	
				基準省令第1条第1項第2号イ(1)・ロ(1)・ただし書を含む評価（性能基準・国土交通大臣が認める方法【簡易外皮プログラム等】）	基準省令第1条第1項第2号(2)及びロ(2)・イ(3)及びロ(3)に基づく評価（仕様基準・モデル住宅法・プログラム法）
住宅部分	一戸建て住宅【A】	200㎡未満	4,600	33,000	17,000
		200㎡以上		37,000	18,000
	共同住宅等【B】	300㎡未満	9,100	66,000	32,000
		300㎡以上2000㎡未満	19,000	111,000	55,000
		2000㎡以上5000㎡未満	43,000	188,000	99,000
5000㎡以上	77,000	270,000	150,000		
住宅部分・非住宅部分の区分		床面積の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事前の技術的審査による「適合証」が添付されている場合</li> <li>「建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証」の写しが添付されている場合</li> <li>「低炭素建築物新築等計画（変更）認定通知書及び検査済証」の写しが添付されている場合</li> <li>「建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定通知書及び検査済証」の写しが添付されている場合</li> </ul>	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合	
				基準省令第1条第1項第1号イ又はただし書に基づく評価（標準入力法・主要室入力法・国土交通大臣が認める方法）	基準省令第1条第1項第1号に基づく評価（モデル建物法、小規模モデル建物法）
非住宅部分【C】		300㎡未満	9,100	219,000	84,000
		300㎡以上1000㎡未満	15,000	276,000	107,000
		1000㎡以上2000㎡未満	25,000	356,000	141,000
		2000㎡以上5000㎡未満	77,000	505,000	227,000
		5000㎡以上10000㎡未満	122,000	622,000	297,000
		10000㎡以上25000㎡未満	154,000	735,000	356,000
25000㎡以上	193,000	839,000	418,000		

基準省令…建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年建設省・国土交通省令第1号）

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表3による。

